

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和元年7月2日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「県が太陽光発電申請及び完了書に関する関係書類全部」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年7月16日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、「特定事業許可申請書及び関係書類の伺い書類一式」（以下「本件書類」という。）と特定した上で、条例第8条第1号、第2号及び第5号に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年7月19日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和2年10月6日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認したため。

2 審査請求の理由

あるべき書類（法定外施設等及び公図）等の現場写真等を出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

（1）令和元年7月2日付けで審査請求人から出された県が太陽光発電申請及び完了書に

関する関係書類全部（特定事業許可申請書及び関係書類）の公文書公開請求に対し、実施機関は当該公文書について、事業者より太陽光発電事業を行うために徳島県生活環境保全条例（平成１７年徳島県条例第２４号）第６２条に基づく、特定事業許可申請書等を収受し、許可申請に伴う事務手続として、伺い文書を作成しているため、現有している文書を、個人に関する情報、法人に関する情報並びに犯罪の捜査等に支障を及ぼす情報について非公開にし、本件処分を行ったものである。

- （２）審査請求人は、対象公文書の「法定外施設等及び公図等の現場写真等」を公開していないと主張されているが、当該文書は事業者より特定事業許可を受けるために収受した書類でかつ、当該許可申請に必要な事項の内容である。

実施機関は、公開した文書以外は取得しておらず存在していない。

- （３）以上により、実施機関は条例第１２条第１項の規定により本件処分を行ったものである。

第５ 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和２年１０月６日	諮問
令和７年 １月２９日 第３部会（第１６回）	審議
同 年 ２月２０日 第３部会（第１７回）	審議

第６ 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

１ 本件事案の対象公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書を本件書類と特定して本件処分を行っている。

これに対して審査請求人は、あるべき書類がないと主張しており、実施機関が行った公文書の特定については争いがなく、特定した公文書の不足を主張していると解されることから、当審査会としては、実施機関の行った公文書の特定は妥当と判断し、以下、審査請求人がその存在を主張する公文書の保有の有無について検討する。

２ 本件対象公文書の保有の有無について

実施機関の弁明によると、公文書を特定した上でそれらの文書を公開しているので、

公開した文書以外は取得しておらず存在していないとのことである。

審査請求人が主張する「あるべき書類」については、具体的な内容や根拠が示されておらず、「あるべき書類」の存在をうかがわせる事実は確認できなかったため、当審査会としては、当該文書の存在を認めることはできない。

3 非公開情報である条例第8条第1号、第2号及び第5号の該当性について

当審査会において、本件書類を見分したところ、本件処分において実施機関が非公開とした部分は、いずれも条例第8条第1号、第2号又は第5号に掲げる非公開情報に該当するものと認められるから、これらの部分を非公開とする実施機関の説明に、不合理な点は認められない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
岩 田 晴 美	四国大学生生活科学部教授	
遠 藤 理恵子	弁護士	部会長
田 中 里 佳	公認会計士、税理士	
橋 本 正 成	弁護士	